

6-1 農業政策研究プロジェクトの目標と概要

1. 農業政策研究プロジェクトの目標

農業政策研究プロジェクトは、農業・農村振興のために地域の実態に即した「政策」「制度」のあり方について研究を行うことを目標としている。そのために、秋田県農業を巡る情勢、集落営農、農協の事業、女性農産加工、地場産物活用事業等特徴な取り組みを行っている事例を対象に実態調査と分析を行い、農業・農村振興のための提言をまとめる。次にこの提言案を発表し、そこでの意見や評価をふまえ、プロジェクト卒業研究としてとりまとめ、農業・農村振興に向けた提案を行うことを目標とする。

2. 農業政策研究プロジェクトの活動内容

3年次では農村調査や文献学習、統計分析、機関調査を通して、秋田県の農業・農村振興の課題を整理するとともに農業・農村振興策の作成に必要な知識と分析手法を学んだ。4年次には3年次を通して得た知識と分析手法をもとに、3年次で整理した課題から各自が卒業研究として深く掘り下げる研究テーマを①～⑦のように決定した。調査・分析結果を1ヶ月に1回の頻度でプロジェクト内において検討会議を行い、その意見・評価を踏まえ、卒業論文を作成した。学内の発表で得た意見・評価をもとに卒業論文を完成し、秋田県の農業・農村振興に向けた提案を行う。

- ①農協の集落営農組織に対する法人化・法人支援の展開と課題（井出聡美）
- ②秋田県における「農の雇用事業」の効果と課題（黒澤咲野香）
- ③零細山林所有地域における森林資源管理の挑戦（佐々木充夢）
- ④飼料用米生産における数量払い導入の効果（神田悠希）
- ⑤畜産経営における飼料用米利用の展開条件（宮田圭祐）
- ⑥産地における農業クラウドシステムの活用方策に関する研究（今野貴裕）
- ⑦先行モデル事例からみる園芸メガ団地の課題と可能性（畠山里菜）

3. プロジェクト活動における卒業研究課題の位置づけ

1) 農協の集落営農組織に対する法人化・法人支援の展開と課題

担い手として位置づけられる法人に対する農協の支援について、これまでの展開とその内容および担い手側から見た支援を明らかにし、農協の法人化・法人支援の今後の課題をさぐる。

2) 秋田県における「農の雇用事業」の効果と課題

新規就農支援事業の「農の雇用事業」について秋田県の事例から効果と課題を分析する。

3) 零細山林所有地域における森林資源管理の挑戦

林業政策の変化による影響を先行研究や統計を通して確認し、零細地域ではどのような影響を受け、どういった森林資源管理が行われているのを見る

4) 飼料用米生産における数量払い導入の効果

数量払い導入後の飼料用米の作付面積、単収等、営農レベルの変化から飼料用米生産における数量払い導入の効果を明らかにする。

5) 畜産経営における飼料用米利用の展開条件

畜産経営における飼料用米の利用方式や利用コストを分析し、その展開条件と課題について検討するとともに、畜産経営における飼料用米利用の拡大方策を探る。

6) 産地における農業クラウドシステムの活用方策に関する研究

指導機関、生産者における枝豆栽培の技術向上および情報管理の実態に着目して産地における農業クラウドシステムの活用方策を検討する。

7) 先行モデル事例からみる園芸メガ団地の課題と可能性

2014年度から始まった秋田県の「園芸メガ団地育成事業」について取り組み実態を明らかにし、先行モデル事例と比較検討することで「園芸メガ団地育成事業」への提言を行う。

6-2 農協の集落営農組織に対する法人化・法人支援の展開と課題

井出 聡美（農業政策研究プロジェクト）

1. 目的

2007年の「品目横断的経営安定対策」に加入するため、集落営農組織が全国的に組織された。こうした集落営農の組織化に関して、秋田県においてはJAによる積極的な設立支援があった。しかし、組織化後の集落営農組織に対してJAがどのような支援を行っているかについては明らかになっていない。そこで本研究は、秋田県におけるJAの集落営農組織に対する法人化支援および法人化後の支援の現状を明らかにするとともに、JAによる支援の課題を考察する。

2. 方法

研究方法は、第1にJA秋田中央会の担い手支援の取組みを07年の経営安定対策以降の政策と対応させて、時系列を追って明らかにする（中央会へのヒアリングおよび農水省の政策文書）。第2にJA秋田中央会の方針を積極的に採用しているJA秋田しんせいを事例に、単協段階での担い手支援を確認する（単協へのヒアリング）。第3にJAの支援を受けて集落営農を組織化し、その後法人化している秋田しんせい管内の2法人（A法人、B法人）へのヒアリングから、JA秋田しんせいの具体的な担い手支援の実態を明らかにし、今後の支援の課題を考察する。

3. 結果と考察

1) JA秋田中央会の支援方針

2007年の経営安定対策導入までは集落の話し合いに参加して同制度の説明を行い、集落営農組織の設立支援を行った。2008年から12年までに法人化モデル事業を行い、モデルJA・経営体を設置し、集落営農組織の法人化に向けた指導・支援体制の事例を作った。2012年以降は法人化支援に加えて農業経営指導支援、JAの支援体制の整備・人材の育成を行っている。

2) JA秋田しんせいの支援体制・内容

2006年に集落ごとの合意形成の進捗管理・話し合いの支援を行い集落営農組織化を支援した。2008年からは集落営農組織の経理受託を行っている（2015年は108組織中50組織が利用）。また09年から14年まで法人化支援事業を設置し、話し合いの支援等に加え開催費用の助成もを行い法人化を支援した。さらに2015年には「担い手戦略室」を独立の部署として新設し、経営相談に迅速に応えられるような体制を整えた。

3) 具体的な組織化・法人化支援事例と内容

A法人は2007年に集落営農を組織化し、15年に法人化した。地区の農家14戸のうち10戸が参加し、20haで水稻・ダイズを生産している。B法人は2005年に集落営農を組織化し、08年に法人化した。集落の農家29戸のうち27戸が参加し、42haで水稻・ダイズ・ミニトマトを生産している。①集落営農の組織化支援としてA法人は経理指導・規約モデル提示・話し合い支援を受け、B法人は話し合い開催と経理受託を受けた。Aには会計ができる役員がおり経理指導にとどまったが、Bにはいなかったため法人化するまでJAによる経理受託を利用した。②法人化支援としてA法人は集落営農担い手検討会での助言や登記申請支援、JAからの出資（5万円）を受け、B法人は法人化の話し合いに関する支援を受けた。B法人への法人化支援が少ないのは法人化時期が早く、JAの支援体制が十分に整えられていなかったためである。③法人化後の支援として、A法人は法人化したばかりであり今は特になが、今後は融資についての支援を受けたいと考えている。B法人は経営相談・機械導入の際の融資を利用している。また経理を税理士に委託しているが経営部門ごとに経費が仕分けされないため、部門ごとの経営分析ができないので、JAに経理指導を依頼している。

4) 考察

JAの支援があったことで集落営農組織の組織化・法人化に至ったものと評価できる。また、経営作目相談や経理指導などの取組みは法人の経営安定に寄与するものと考えられる。その一方で、資金融資の融通やJA利用率に応じたメリット措置への対応などが課題として挙げられる。

6-3 秋田県における「農の雇用事業」の効果と課題

黒澤 咲野香 （農業政策研究プロジェクト）

1. 背景と目的

近年の農業問題の一つに担い手不足がある。新規就農者のうち新規自営農業就農が減少するなか、増加傾向にある新規参入者や雇用就農者が新たな担い手として注目されている。2008年、リーマン・ショックを契機とする不況・雇用不安が生じ、政府は農業を雇用の受け皿とした政策として「農の雇用事業」を打ち出した。事業内容は農業法人が就農希望者を新たに正社員として雇用した場合に実施する研修に対して支援するもので、一人につき年間最大120万円を最大2年間助成するものである。

本研究の目的は、秋田県における「農の雇用事業」の効果について実態を明らかにするとともに「農の雇用事業」が新規就農者の確保と定着にどのように役立っているのかを分析することである。

2. 方法

研究方法は「農の雇用事業」を農林水産省から事業受託している秋田県農業会議所の資料のもと利用動向の分析を行う。比較対象となる経営体を取り上げ、経営主と「農の雇用事業」の対象者にヒアリング調査を行い、双方から分析する。秋田県内の新規雇用就農者が多く取り組んでいる作物は米と野菜であることから、経営体は野菜中心の法人（A法人）と米中心の法人（B法人）を選出した。

3. 結果

「農の雇用事業」を実施した経営体にそのまま残る研修生の定着状況をみると2013年度までに223人おり、全体の91%を占めている。聞き取り調査を行ったA法人では、2014年度までに研修を修了した6人中、研修修了時に法人に残った研修生は4人である。しかし2015年度までの在籍状況は全員が退社し、現在2年目の研修を受けている人がいるのみの状況である。退職後は農業以外の分野で働く人が多く、他の農業法人に再就職した人もいる。B法人における「農の雇用事業」を受けた研修生の研修修了時の定着状況は3人中、全員が法人に残り、2015年度まで退社した人は一人もいない。

4. 考察

秋田県における「農の雇用事業」の効果は研修が修了する2年間は労働力の確保になるが、その後辞めてしまう場合においては定着しているとは言い切れないと考えられる。その場合において法人では新たに人を雇い、同じように研修生を指導する労力が必要となる。

A法人とB法人の主な相違点は、法人形態・給与制度・技術指導の環境などにあると考えられる。

表 法人の概要

	研修生(年代)	前職	仕事内容	技術指導者	昇給	賞与	退職金
A法人 有限会社	T氏(10代) 現研修生	高校生	ネギ	社長・その他	1万円/年	有(不定期)	—
	S氏(50代)	印刷業	全般	社長	1万円/年	有(不定期)	無(2015年退社)
	G氏(20代)	大学生	全般	社長	1万円/年	有(不定期)	無(2012年退社)
B法人 農事組合法人	SK氏(30代)	電気関係職	現在 営農部主任	社長・従業員・パート	有	有(定期)	予定有
	SZ氏(20代)	農業外	現在 営農部担当	従業員・パート	有	有(定期)	予定有
	OR氏(20代) 現研修生	大学生	全般	先輩社員・外部指導者	有	有(定期)	予定有

6-4 零細山林所有地域における森林資源管理の挑戦

—「森林・林業再生プラン」とニツ井宝の森林プロジェクト—

佐々木 充夢（農業政策研究プロジェクト）

1. 目的

2009年に発表された「森林・林業再生プラン」は10年後に木材自給率50%の達成を目標に林業再生を新成長戦略に位置づけた。それにともない林業政策は大きく変更されることになった。2012年から森林資源管理に対する補助金の前提となる「林業施業計画」は「林業経営計画」へと変更され、作業面積要件が10aから5haに引き上げられたため、小規模な山林所有者は森林管理に対する支援を受けられなくなった。その後、2013年に小規模山林所有者支援への余地を残す制度へ修正が行われた。このような中、零細山林所有地域における森林資源管理の取組み実態を「ニツ井宝の森林プロジェクト」の事例分析を通じて明らかにする。

2. 方法

1) 農林水産省政策文書および先行研究から、2009年の「森林・林業再生プラン」を起点とした林業政策の変化と位置づけを整理した。2) 先行研究・統計分析から2005年以降に見られる林業生産の新たな傾向・取組みを確認した。3) ヒアリングおよび事業への参加によって「ニツ井宝の森林プロジェクト」(以下は「宝の森林プロジェクト」)における森林資源管理への取組みを明らかにした。

3. 結果と考察

1) 「森林・林業再生プラン」による林業政策の改革は2012年から実施されている(表1)。施策の対象となる要件および支払いを受けるために必要な作業面積要件の変更によって、小規模山林所有者への支援が大きく縮小された。2) 政策は大規模な経営体や作業を重視する方向で転換されたが、2005年以降の木材生産の拡大は小規模な林業経営体により牽引されていた。また、新たな取組みとして「木の駅プロジェクト」と称する小規模な生産者がまとまって木材を生産する取組みが行われている。3) 「宝の森林プロジェクト」は梅内地区の自治会が中心となって地区内の住民で構成される取り組みであり、2012年から活動が開始された。森林整備を目的に地域住民で共同した山林管理、火力発電所への混焼用チップ用材の出荷、森林ボランティア活動などを行っている。「宝の森林プロジェクト」が行われている梅内地区は零細山林所有地域であり、森林組合を通して2013年から森林経営計画に参加している。「宝の森林プロジェクト」はニツ井町梅内地区の森林資源を受け継いでいくことを目的に活動しており、本研究ではこれまでの活動実績について明らかにすることができた。しかし、「宝の森プロジェクト」および白神森林組合による森林作業の実態・作業山林の特徴について明らかにできなかったため、「宝の森林プロジェクト」の活動の位置づけおよび評価をおこなうことはできなかった。

表1 「森林・林業再生プラン」による林業政策の変化

年度	2012年以前	2012年	2013年	2014年
支援施策名	流域育成林整備事業	森林環境保全直接支援事業(「森林・林業再生プラン」に基づく施策)		
施策対象の要件	森林施業計画の策定	森林経営計画の策定		
	・30ha以上のまとまった森林 小規模でも近隣の森林所有者と共同で30ha以上確保により可能	・属地計画 林班計画(林班または複数林班の面積の2分の1以上の面積) ※林班の面積は概ね50ha	・属地計画 林班計画(連絡がつかない森林所有者の森林については2分の1の分母から除外可能に変更)	・属地計画 林班計画 区域計画(市町村長が定める区域内で30ha以上の面積)
支払いを受けられる作業面積要件	10a以上	5ha以上	5ha以上	5ha以上
変更点		森林経営計画の開始	林班計画の条件緩和	区域計画の追加
その他の施策			森林多面的機能交付金事業の開始	

資料：農林水産省行政文書より筆者作成

6-5 飼料用米生産における数量払い導入の効果

神田 悠希（農業政策研究プロジェクト）

1. 目的

飼料用米は2014年から導入された数量払いにより、生産者の生産意欲の向上、面積増加、単収に応じた助成金により生産・流通コスト上昇の相殺が可能などの効果が期待されている。そこで本研究では、水田作経営における数量払い導入後の飼料用米の作付面積や単収等の変化から、飼料用米生産における数量払い導入の効果を営農レベルで明らかにすることを目的とする。

2. 方法

初めに秋田県における飼料用米の生産動向を整理する。次に2014年～2015年にかけて飼料用米面積が急増したJAあきた北央を対象に水田農業と飼料用米の取り組みについて整理し、地域における生産の実態を分析する。そして同管内の農家を飼料用米の作付動向から3つにグループ分けし、それぞれのグループから農家計6戸を抽出して聞き取り調査を行い、営農レベルの実態を分析する。

3. 結果

①秋田県の主食用米の作付面積は2013年以降減少傾向にあり、2015年は秋田県の生産数量目標を達成した。主食用米の減少に伴い、飼料用米や加工用米、大豆による転作面積が増加している。

②JAあきた北央では2014年以降飼料用米作付面積が増加している。要因は数量払い導入に加えて、2014年の米価下落、飼料用米専用の乾燥・調製・保管施設、飼料用米の販売先があることが挙げられる。JAあきた北央の水田面積と飼料用米作付面積の農家ごとの散布図に回帰直線を当てはめると、数量払い導入前の2013年はほぼ水平で相関はみられないが、2015年は正の相関がみられる。よって2015年は水田面積が大きい階層で飼料用米作付面積を拡大したといえる（図）。

③農家調査では、飼料用米の栽培管理について施肥量は主食用米と同等または多めという結果となり、飼料用米の単収は基準単収を上回る傾向があった。各農家で基準単収以上を目指す栽培管理がなされており、数量払い導入により粗放管理の改善がみられる。飼料用米栽培における課題としては3経営で「栽培において団地化や農家同士の話し合いが必要である」が挙げられた。

4. 考察

①数量払い導入の効果として第一に飼料用米面積が大きく増加した。そこでは水田面積の大きい階層で飼料用米作付面積が大きい傾向にあった。第二に主食用米と同程度の肥培管理により基準単収を目指す取り組みがなされていた。以上のことから数量払い導入により耕種経営における飼料用米の生産意欲が向上し、粗放管理の改善につながっているといえる。

②飼料用米の栽培において団地化が進んでいないことが課題となっている。飼料用米は防除回数が少なくカメムシの発生源となり、主食用米にカメムシの被害を与える。このようなことを防ぐために農家同士や行政・JA等を中心に団地化を推進していくことが必要である。また、団地化により生産性の向上も期待できる。

③数量払い導入により粗放管理が改善されたが、解消には至っていない。粗放管理により所得が確保されるような助成金設定は是正する必要があると考える。例えば、交付金の下限を5.5万円から3.7万円に引き下げ、その時の収量を315kg/10aと設定すれば、肥料および薬剤を使用しなかった場合の経営所得は218円となり、粗放管理の解消が期待できる。

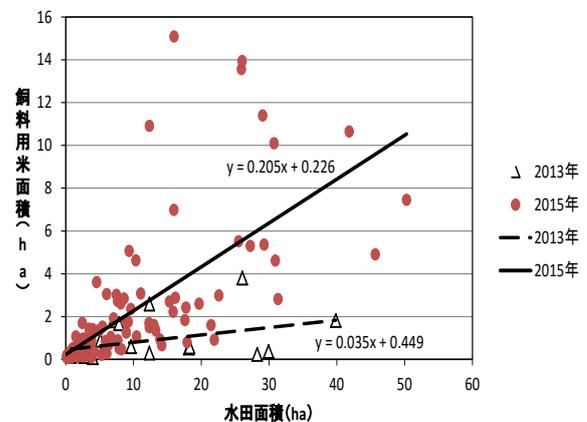


図 水田面積と飼料用米作付面積の農家ごとの散布図
(資料：JAあきた北央)

6-6 畜産経営における飼料用米利用の展開条件

宮田 圭祐（農業政策研究プロジェクト）

1. 目的と方法

我が国では主食用米の生産調整により、転作作物である飼料用米は助成を受けて作付面積が増加した。これにより飼料用米の供給量は増加したものの、飼料用米の利用が一般的に広まっていなかったために飼料用米の定着と拡大が課題となっている。本研究では2014年度に秋田県の飼料用米利用拡大・定着モデル実証事業の対象となった経営体を中心にA・B・C・D経営へ聞き取り調査を行い、飼料用米を利用している状況や利用可能としている環境や条件、利用している飼料用米のコストを把握し、畜産経営における飼料用米利用の展開条件と課題を明らかにするとともに、飼料用米をより広く利用してもらうための条件を考察する。

2. 結果

A経営：黒毛和種肥育牛900頭飼養しており、飼料用米を年間120t利用する。飼料用米は農協から直接購入し、月に一度石巻にある飼料会社の工場へ運び、粉砕と飼料への配合を行う。最終的に飼料用米は配合飼料として用いられる。

B経営：黒毛和種牛一貫経営を行っており、飼料用米の栽培も自家で行っている。また粉砕、混合も自家で行っている。飼料用米の年間利用重量は10.8tとなっており、配合飼料として用いられる。

C経営：日本短角種牛の一貫経営を行っており、年間37tの飼料用米を利用する。地元耕種農家と直接契約を行っており、飼料用米の保管と粉砕に東成瀬村米利用施設を活用、混合を経営内のミキサーで行い、TMRとして利用している。

D経営：飼料用米を主にSGSへ加工しており、年間320tを取り扱う。地元耕作農家と直接契約を行い、乾燥を必要としない生粳の状態で行う。カントリーエレベータにある加工施設で飼料用米へ加水し、2ヶ月の発酵期間を経て畜産農家への販売を行う。

3. 考察

聞き取り調査結果から飼料用米の利用コストを試算した。また4つの経営体の飼料用米における流通範囲についてまとめ、コストとの関連性について検討した(表)。まずコストが最も低くなったD経営と、それに次ぐC経営について、両者はともに地元の耕種農家との直接契約を行っているという共通点が存在する。また加工、消費も地域内及び経営内で行うことが可能となっており、地域内で飼料用米の生産・加工・消費を行うシステムを構築することが飼料用米利用コスト低減に繋がると考えられる。経営内で飼料用米の生産から消費まで一貫して経営内で行うことができていたB経営は2014年の実績ではコストが高くなってしまったが、これは2014年の飼料用米生産を全て委託していたことが理由となっており、2015年からは自家作業を増やして米生産費の低減に努めていることから将来的にはコストは低下すると思われる。A経営の方式は地域に飼料用米の加工施設が無くても多くの利用量が見込めるが、加工の際地域外を経由するため一定のコスト高は避けられない。A経営では地域外の飼料会社への加工の手配を自ら行っているが、A経営が飼料用米を購入している農協が加工委託を担当し、また一部費用を負担することで利用量の拡大を図る方法が考えられる。

表 飼料用米の流通範囲とコストの関係

		流通範囲		
		経営内	地域内	地域外
乾燥後コスト	低	↑	D経営 (318t)	
	中		C経営 (37t)	
	高	B経営 (11t)		A経営 (120t)

注) D経営のみ生粳のコストとなっている

6-7 産地における農業クラウドシステムの活用方策に関する研究

—JA あきた湖東枝豆産地の事例分析—

今野 貴裕（農業政策研究プロジェクト）

1. 目的

情報通信技術の発達に伴い、農業現場における ICT 活用が本格化し、農業における新たな展開として注目を集めている。近年、秋田県内で積極的な生産拡大が図られている園芸産地においてもこれらを活用して技術力を強化していくことが期待される。そこで本研究では、農業クラウドシステム実証実験に取り組む枝豆産地の事例分析を通して産地における農業クラウドシステムの活用方策を検討する。

2. 方法

JA あきた湖東枝豆産地を対象に、1) 農業クラウドシステム実証実験、2) JA における技術指導および情報管理、3) 生産者における技術習得および情報管理の現状と課題についてヒアリング調査などを通して把握し、これらの結果に基づき産地における農業クラウドシステムの活用方策を検討した。

3. 結果

1) 農業クラウドシステム実証実験について

農業クラウドシステム実証実験では、生産者による開花期など生育ステージの収集、気象センサーによる気温などの気象データを収集、分析する取り組みが行われた。その結果、2015 年度は 25 品種、201 の生育ステージデータを収集でき、これらのデータを活用することで収穫時期の予測や品種別基準生育日数の把握などに有用であることが示唆された。今後の課題として、データ入力の手軽化、データ分析の高度化、情報共有機能の活用などが指摘された。

2) JA における技術指導および情報管理の実態

JA の技術指導は、生産者と指導機関が圃場を巡回して生育状況や今後の栽培管理について検討する巡視会、営農指導員による圃場巡回などが行われているが、技術指導を高度化するためには、巡視会の開催回数や巡回圃場数の増加、営農指導員による圃場巡回結果（生育状況、指導内容）の情報共有などが挙げられた。また、JA における情報管理では、作付情報や気象、収量・品質など多くの情報を収集しているが、データの分析や生産者との情報共有への取り組みが不足していた。

3) 生産者における技術習得および情報管理の実態

生産者が技術習得を図る上では、品質・作型に応じた生育ステージの把握や生育・気象などに応じた臨機応変な対応（病虫害防除判断など）が課題となっており、これらの習得には、指導機関による指導や他の生産者からの情報収集が重要な役割を果たしていた。また、巡視会は、生産者が技術を習得する上で重要であるが、巡回圃場数の増加や情報提供内容の充実など巡視会活動の強化に対するニーズが確認された。また、生産者における情報管理では、作業実績や収量、品質などの情報を栽培の振り返りや作業時期の判断などに活用していた。

4. 考察

農業クラウドシステムの活用方策を、データの蓄積・分析機能、情報共有機能に着目して検討した。

その結果、データの蓄積・分析面では、生育ステージや気象データを活用することで収穫時期の予測など枝豆栽培で重要となる品種・作型に応じた生育ステージの把握に有用であると考えられた。

情報共有面では、生産者が技術習得を図る上で課題となっている生育、気象に応じた臨機応変な対応などに関わる情報共有に活用でき、これらの取り組みが巡視会の機能を補完することで、産地における技術指導の高度化や生産者の技術習得支援に活用できると考えられた。また、身近で利便性の高い SNS を農業クラウドシステムと併用することで、これらの取り組みを円滑に進めていくことが期待される。

なお、農業クラウドシステムの普及を図る上での課題として、データ入力などのユーザビリティ向上やデータの活用に関わるノウハウの蓄積などへの取り組みが重要と考えられた。

6-8 先行モデル事例からみる園芸メガ団地の課題と可能性

島山 里菜（農業政策研究プロジェクト）

1. 目的

秋田県の農業産出額は、2013年度において1,716億円であり農業産出額に占める米の割合は全国平均21%に対し、秋田県は59%となっている。秋田県では長年稲作に注力してきたが、近年は米余りと米価下落の問題が深刻化し、農家の所得向上のため野菜等の他部門の生産拡大が課題となっている。そこで秋田県では園芸生産を飛躍的に拡大させるために2014年度「園芸メガ団地育成事業」（以下「園芸メガ団地」とする）を実施している。「園芸メガ団地」とは、秋田県の園芸振興をリードする大規模団地を整備し、そこで園芸作に取り組む経営体を育成する事業である。本研究では、機関調査・経営体への現地調査を通して同事業への取り組み実態をまず明らかにする。次に「園芸メガ団地」のモデルとなった大規模園芸ハウス団地の事例を分析し、比較検討することでメガ団地への提言を行う。

2. 方法

1) 秋田県における園芸作の現状を統計から明らかにした。2) 秋田県における園芸振興策の展開を行政資料から把握した。3) 「園芸メガ団地（2014年～）」の内容と実施状況について県庁農林部園芸振興課でヒアリングを行った。4) 実態調査と分析では次の3事例について実施した。(1) 園芸メガ団地①JAあきた白神によるねぎ団地、②JA秋田みなみによる菊団地を取り上げ、JAや生産者にヒアリングを行った。(2) 先行モデル事例「平鹿町ハウス団地組合」（以下「ハウス団地」とする）についてJA秋田ふるさとおよび生産者にヒアリングを行った。

3. 結果および考察

1) 「園芸メガ団地」とこれまで秋田県で行われてきた園芸振興作を比較すると、「園芸メガ団地」は支援内容がソフト面とハード面の両方に及ぶことが事業の特徴である。

2) 「園芸メガ団地」の基本的な事業方式は事業実施主体と営農主体を分けている。具体的には事業実施主体にJAが想定されJAが機械や施設を取得し、営農主体へリースする。2014年度は3つの事業全てで同方式、2015年度は採択4事業中2事業で農業法人が事業実施主体となっており、同時に営農にも参画している。

3) 「園芸メガ団地」と比較した先行事例の特徴は次の3点である。(1) 団地の整備期間について、「園芸メガ団地」では短期間に急速な規模拡大が予定されているのに対し、「ハウス団地」では整備開始から現在まで約15年をかけて規模拡大を果たした。(2) 「ハウス団地」ではメインであるほうれんそう団地の他に菌床しいたけの施設が整備されている。ほうれんそうのみの栽培では冬期の作業がなく、周年雇用も十分にできないため、このしいたけ施設の存在が「ハウス団地」の組合員の経営を安定的なものにしていることが明らかになった。(3) 「ハウス団地」ではメインの団地の他に第2の団地と銘打った団地が離れた場所に存在している。第2の団地で生産された農産物も「ハウス団地」の農産物として出荷され、この第2の団地も「ハウス団地」の重要な生産拠点となっている。

表 「平鹿町ハウス団地組合」と2つの「園芸メガ団地」の比較

比較項目	先行モデル事例	園芸メガ団地		
	平鹿町ハウス団地組合	JAあきた白神 ねぎ団地	JA秋田みなみ 菊団地	
事業費	2億8769万円	2億4882万円	1億6732万円	
(うち補助金)	1億2347万円	1億8661万円	1億2549万円	
参加経営体	総数	8	4	6
	うち法人	0	2	0
	うち新規就農者	3	1	4
	新規品目取組者	4	1	4
面積	露地	0	20ha	8ha
	施設	9.6ha	12棟(約35a)	20棟(約70a)
1経営体あたり面積	1.2ha	3.34ha(ねぎのみの平均)	1.45ha	
作目	ほうれんそう、 コマツナ、 (菌床しいたけ)	ねぎ、大豆	輪菊、小菊	
開始年度	1998年	2014年	2014年	
販売額(2015年度)	1億6920万円	1億956万円	3200万円	
地代(10aあたり)	5万円	2.75万円	露地2.5万円 施設4万円	
地権者	2~3人	28人+α	5人	

資料：実態調査により筆者作成